

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、

- ☐ 1 統合失調症にかかっている者
- ☐ 2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者
- ☐ 3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
- ☐ 4 1 から 3 までのほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- ☐ 5 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者
- ☐ 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ☐ 7 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1 から 6 までに該当する者を除く。）

に該当 ☐ する ことを診断します。
☐ しない

年 月 日

☐ 精神保健指定医

☐ 精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2 年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師

☐ かかりつけ医（上記の者の心身の状況について診断したことがある医師）

※ かかりつけ医による診断の場合は、次のいずれかの日付を記載してください。

☐ 初回受診日

☐ この診断書の交付前の直近の受診日 年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師 氏 名

印

関係法令 抜粋

○銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)

(許可の申請)

第4条の2 前条の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項の許可申請書が前条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

3 略

(許可の基準)

第5条 都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらすその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者

(4) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(5) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者(第1号、第3号又は前号に該当する者を除く。)

(6)～(18) 略

2～5 略

(許可の取消し及び仮領置)

第11条 都道府県公安委員会は、第4条又は第6条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(3) 第5条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当するに至った場合

(4)・(5) 略

2～11 略

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)

(銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)

第8条 法第5条第1項第3号の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

(1) 統合失調症

(2) そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)

(3) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)

(申請書に添付する医師の診断書)

第10条 法第4条の2第2項(法第5条の4第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第5条第1項第3号又は第4号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項に規定する精神保健指定医
その他法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師

(2) 法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者の心身の状況について診断したことがある医師

2・3 略